

宮城県県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県県産材利用サステナブル住宅普及促進事業の実施については、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び宮城県県産材利用サステナブル住宅普及促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業計画)

- 第2 事業の実施に当たり、当該事業に係る実施年度における事業計画書を作成し、別に定める期日までに、様式第1号により知事に協議するものとする。
- 2 前項において事業計画を作成する際には、本事業の事業主体に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。
- (1) 事業計画書（別紙1又は別紙2）
 - (2) その他知事が必要と認めるもの。
- 3 事業主体は、第1項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業計画書の参考になる資料を準備しておくものとする。
- 4 知事は、第1項の計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該事業計画の承認を行うものとする。

(申請期間及び募集件数)

第3 この事業に係る申請期間及び募集戸数は、別に定めるものとする。

(補助金交付に係る権利の承継の禁止)

第4 本事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の権利を他の者に承継（相続による承継を除く。）してはならない。

(事業の着手)

- 第5 事業の着手は、原則として要綱第4第1項に規定する補助金交付決定後に行うものとする。ただし、交付決定前に本事業に着手する場合は、様式第2号により交付決定前着手届を知事に届けるものとする。
- 2 補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、様式第3号により事業着手報告書を知事に提出するものとする。

(完了届)

第6 補助事業者は、当該事業の完了年度内に要綱第10に定める実績報告書を提出でき

ない場合は、様式第4号により事業完了報告書を速やかに知事に提出するものとする。

(確認調査及び現地調査)

- 第7 知事は、事業内容について、様式第5号により書類を審査(以下「確認調査」という。)し、必要に応じて行う現地調査により確認するものとする。
- 2 補助事業者等は、前項の確認調査及び現地調査に協力しなければならない。

(事業の繰越)

- 第8 補助事業者は、やむを得ない理由により当該年度内に補助事業が完了できないと判断した場合には、様式第6号により、事業の繰越について知事の承認を受けるものとする。

(宮城県産材の需要拡大に係る協力依頼)

- 第9 知事は、補助事業者等に対し、宮城県産材の需要拡大にかかる広報なども行うことについて、協力を依頼することができる。
- 2 補助事業者等は、前項の依頼に協力しなければならない。

(その他)

- 第10 この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実施要領(令和3年4月1日施行)は、廃止する。